

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のないもの……………取得原価

ただし、実質価額が著しく低下したものについては、相当の減額を行っています。

② 出資金

ア 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 10 年～50 年

工作物 10 年～80 年

物品 2 年～18 年

② 無形固定資産……………定額法

ソフトウェアについては、見込利用期間（5 年）に基づく定額法によっています。

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金及び長期延滞債権については、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

退職手当債務から東京都市町村職員退職手当組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対して退職手当として支給された額の総額を控除した額に、東京都市町村職員退職手当組合における積立額の運用益のうち当村へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含みます。

(6) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円以上の場合に資産として計上しています。ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、原則として、金額が50万円未満であるときに修繕費として処理しています。

(7) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。ただし、一部の連結会計については、税抜方式によっています。

2 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更……………該当事項はありません。

(2) 表示方針の変更……………該当事項はありません。

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更……………該当事項はありません。

3 重要な後発事象……………該当事項はありません。

4 偶発債務……………該当事項はありません。

5 追加情報

(1) 全体対象会計

会計名	区分	連結の方法	比例連結割合
国民健康保険特別会計	特別会計	全部連結	—
介護保険（保険事業勘定）特別会計	特別会計	全部連結	—
介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計	特別会計	全部連結	—
後期高齢者医療特別会計	特別会計	全部連結	—
簡易水道事業特別会計	特別会計	全部連結	—
浄化槽事業特別会計	特別会計	全部連結	—

(2) 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数とします。

なお、出納整理期間を設けていない会計と出納整理期間を設けていない会計との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(4) 売却可能資産の範囲及び内訳

① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

翌年度予算で財産収入として措置されている公共資産や行政目的で保有していた資産のうち、売却予定の資産を売却可能資産としています。

イ 内訳

売却可能資産はありません。

(5) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① その他財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

ア 新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症対策としての特別定額給付金に係る費用 259,300 千円を行政コスト計算書の補助金等に計上しております。特別定額給付金の財源となる補助金収入 263,120 千円を純資産変動計算書の国県等補助金に計上しております。

イ 会計年度任用職員

令和元年度まで行政コスト計算書の物件費及び資金収支計算書の物件費等支出に計上しておりました臨時職員の人件費は、地方公務員法の改正に伴う会計年度任用職員制度の導入により、令和2年度から行政コスト計算書のその他（人件費）及び資金収支計算書の人件費支出として6,644千円を計上しております。